

尼崎市特定非営利活動促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人が行う特定非営利活動事業を周知することにより、その事業に共感し、応援を行いたいと思われた市民や企業等から寄せられた寄付金の範囲内の額を原則とし、市が特定非営利活動法人に交付することにより、特定非営利活動を促進し、地域の課題解決や魅力向上の推進を図ることを目的とする、「特定非営利活動促進事業」（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定非営利活動 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。
- (2) NPO法人 法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (3) 基金 特定非営利活動促進基金をいう。
- (4) 交付金 市がこの要綱に基づきNPO法人に対し交付するものをいう。
- (5) クラウドファンディング インターネットを通じて、目標金額、寄付金額、事業計画等を公開し、不特定多数の者から資金調達をする仕組みのことをいう。

(対象となる団体)

第3条 本事業の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) NPO法人であること
- (2) 主たる事務所又は従たる事務所が尼崎市内であること
- (3) 法人登記後1年以上が経過し、かつ決算書が確定していること
- (4) 法第29条（事業報告書等の提出）の規定を遵守し、かつ、その事業報告書等が適正に作成されていること
- (5) 尼崎市暴力団排除条例第2条第4号、第5号及び第7号に規定する暴力団等（暴力

団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)に該当せず、それらと密接な関係を有していないこと。

- (6) 上記の内容のほか、市長が定める要件を満たしていること

(交付対象事業)

第4条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、対象となる団体が行う特定非営利活動であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 主たる効果が尼崎市内で生じる公益的な事業、または、主に尼崎市民を対象とした公益的な事業であること
- (2) 交付金の交付を受けようとする年度内に実施する事業であること
- (3) 特定の個人または団体の利益となる事業でないこと
- (4) 宗教活動、政治活動、選挙活動または営利活動を目的とした事業でないこと
- (5) 当該団体内の親睦やレクリエーションを目的とした事業でないこと
- (6) 上記の内容のほか、市長が適切ではないと認める事業でないこと

(交付対象経費)

第5条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は別表1に定める交付対象事業の実施に要する経費とする。ただし、当該経費で国、県その他の機関等からの補助金、負担金その他これらに類するもの（以下「補助金等」という。）の交付を受けた場合においては、当該経費から交付を受けた補助金等の金額に相当する額を控除した額を交付対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は交付対象としない。

- (1) 交付対象事業の実施に関わらない団体の経常的な運営に要する経費
- (2) 団体の飲食や親睦会費
- (3) 交付対象事業期間外に発生した経費
- (4) 上記の内容のほか、市長が適切ではないと認める経費

(交付対象事業の決定)

第6条 交付金の交付を受けようとする団体は、当該年度の10月31日までに尼崎市特定非営利活動促進事業交付金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならないものとする。

ただし、クラウドファンディングの実施を希望する団体については、当該年度の7月31日までに交付申請書を提出しなければならないものとする。

- (1) 尼崎市特定非営利活動促進事業実施計画書（様式第2号）
 - (2) 尼崎市特定非営利活動促進事業収支計画書（様式第3号）
 - (3) 定款の写し
 - (4) 所轄庁に提出した法第29条に規定する直近年度の事業報告書等（事業報告書、計算書類、財産目録、年間役員名簿、社員名簿）の書類の写し
 - (5) 団体の活動概要が分かる資料（会報、ホームページの画面印刷など）
 - (6) 上記の内容のほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により提出された交付申請書を受理したときは、速やかに申請のあった事業について審査し、交付対象事業とすることを決定したときは尼崎市特定非営利活動促進事業交付金交付対象事業決定通知書（様式第4号）により、交付金の交付対象事業としないことを決定したときは尼崎市特定非営利活動促進事業交付金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請団体に通知するものとする。
- 3 交付対象事業の決定については、年度内に1申請団体につき1回に限る。
- 4 市長は、第2項の交付対象事業の決定に、必要な条件を付すことができる。

（交付対象事業計画の変更又は中止）

第7条 交付対象事業の決定を受けた団体（以下「事業実施団体」という。）は、事業を変更し、又は中止しようとするときは、尼崎市特定非営利活動促進事業変更・中止承認申請書（様式第6号）（以下「変更等申請書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、事業の変更が交付対象経費の増額を伴わないほか、変更前の事業の達成に何ら支障のない軽微な変更については、この限りではない。なお、交付対象経費の増額を伴う変更については、事業実施年度の12月25日までに変更等申請書を市長に提出しなければならないものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、尼崎市特定非営利活動促進事業変更・中止承認通知書（様式第7号）により申請団体に通知するものとする。

（寄付の募集及び受付）

第8条 寄付金の募集は、第6条第2項の規定により決定した事業について、事業実施団体がインターネット等を利用して広く周知しなければならない。

- 2 寄付金の受付は、原則、第6条第2項の規定により決定した事業ごとに、市長が直接受け付けるもののほか、市長がふるさと納税ポータルサイトを利用して受付を行うものとする。

- 3 寄付金の募集及び受付期間は、尼崎市特定非営利活動促進事業交付金交付対象事業決定通知の日から別途定める日までとする。

(寄付に対する謝意等)

第9条 事業実施団体は、寄付者に対して、謝意を表明するよう努めなければならない。

- 2 市長及び事業実施団体は、寄付者に対して、記念品の提供を行わないこととする。
ただし、事業実施団体の会報誌やお礼状、実績報告書等はこの限りでないが、事前に、市に内容の確認を求めなければならない。

(交付金の額)

第10条 交付金の額は、原則、予算及び第8条の規定により受け付け、市に入金のあった寄付金の額（以下「寄付額」という。）から寄付募集等にかかる必要経費相当額を差し引いた金額の範囲内で、交付対象経費として支出した額とする。

ただし、法人から入金のある寄付金については、寄付募集等にかかる必要経費相当額は差し引かないこととする。

- 2 前項の寄付額の集計に当たっては、原則、交付対象事業決定通知から当該年度の12月31日までに受付された寄付を対象とするものとする。
- 3 集計した寄付額が、第6条第1項に規定する交付申請書に記載された申請額を超える場合は、第7条の規定に基づき事業計画等の変更を行い交付対象経費の増額を行うか、翌年度以降の交付金として交付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、寄付を受け付け、基金に積立を行った年度を含めて、3年間交付金として交付されない寄付金相当額については、寄付者の希望されたNPO法人が行う事業ではなく、基金条例の目的を達成するため、他のNPO法人が行う、この要綱に基づく事業に活用することとする。ただし、事業実施団体から未活用理由の報告及び今後の活用予定等の協議を行い、市長が認めた場合はこの限りではない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、基金から生ずる運用収入及び特定の交付対象事業を希望しない基金への寄付金については、別途調整を行い、この要綱に基づく事業に活用することとする。

(交付金の交付決定)

第11条 市長は、第6条第2項の規定により交付対象事業を決定したときは、別表2に定める期限までに寄付額を集計し、交付金の交付決定を行い、尼崎市特定非営利活動促進事業交付金交付決定通知書（様式第8号）（以下「交付決定通知書」という。）により交付金の額を当該申請者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付金の交付の決定に、必要な条件を付することができる。

(交付金の請求及び交付)

第12条 交付金の交付決定を受けた事業実施団体は、別表2に定める期限までに尼崎市特定非営利活動促進事業交付金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、別表2に定める期限までに、交付金を交付するものとする。

（実績報告）

第13条 事業実施団体は、当該年度の交付対象事業実施後、翌年度の4月15日までに尼崎市特定非営利活動促進事業実績報告書（様式第10号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならないものとする。ただし、4月15日が閉庁日に当たるときは、直前の開庁日とする。

なお、事業実施団体のうち、12月31日までに寄付が無かった団体については、第2号及び第3号に掲げる書類の提出を省略できるものとする。

- (1) 尼崎市特定非営利活動促進事業実施報告書（様式第11号）
- (2) 尼崎市特定非営利活動促進事業収支報告書（様式第12号）
- (3) 交付対象経費の支出が確認できるもの（領収書又は監事による監査結果等）
- (4) 交付対象事業の活動状況が確認できるもの（写真、パンフレット、チラシ等）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定により提出された実績報告書が交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか確認を行い、第12条により交付した額の精算を行う。

（報告、調査等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象事業の実施について状況報告書の提出を求め、又は交付金に係る関係書類を調査することができる。

（交付金の交付決定の取消し及び返還）

第15条 市長は、事業実施団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定の全部又は一部の取り消し、又は既に交付されている交付金の全額若しくは一部を、期限を定めて返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定又はその他法令等に違反したことが判明したとき。
- (2) 交付金の交付対象決定及び交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したことが判明したとき。
- (3) 交付金をその目的以外の目的に使用したことが判明したとき。
- (4) 偽り、その他不正な手段により、寄付金の募集及び交付金の交付を受けたこと

が判明したとき。

- (5) 尼崎市暴力団排除条例第2条第4号、第5号及び第7号に規定する暴力団等に該当するとき。
- (6) 暴力団等の利益になるとき。
- (7) 前各号のほか、市長が交付金を交付する必要があると認めたとき。

(寄付活用実績の公表)

第16条 事業実施団体は、交付金の活用実績、事業実施状況等を広く情報発信しなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 事業実施団体は、事業を行う上で知りえた個人情報については、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うものとし、定められた目的以外に使用してはならず、事業期間中及び事業終了後においても、第三者等に当該個人情報を洩らしてはならない。

(経理執行上の留意事項)

第18条 事業実施団体は、交付対象事業を他の事業と明確に区分して経理しなければならない。

(書類の保管)

第19条 事業実施団体は、交付対象事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間は保管しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症対策に関する取り扱いについて)

第20条 新型コロナウイルス感染症対策における本事業の取り扱いについては、別途、尼崎市特定非営利活動促進事業における新型コロナウイルス感染症対策に関する要綱を定めることとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年５月２０日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年２月２５日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年２月２８日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年７月１４日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年３月１日から施行する。

別表 1

科 目	内 容 例
人件費（給料手当等）	事業実施に係る人件費（法人内部の人）
人件費（臨時雇用賃金）	事業実施に際して臨時的に雇用する人員等への賃金
業務委託費	業務の一部を外部へ委託するための費用
諸謝金	講師、有償ボランティア等の謝礼金
印刷製本費	パンフレットやチラシ作成費用等
会議費	打ち合わせ等のための会場費等
旅費交通費	交通機関の利用料や出張旅費等
車両費	車に関する費用全般
通信運搬費	電話や郵便等通信に要する費用
消耗品費	少額(10万円未満)の品の購入費用
修繕費	備品や車両等法人資産が破損した場合等に原状回復費用
水道光熱費	電気・ガス・水道代や灯油等の燃料代
地代家賃	建物や土地を賃借した場合の費用
賃借料	機械、車両、事務機器等の賃料、機材等のレンタル料
保険料	各種保険料
研修費	講習会への参加等、事業実施に必要な知識等の習得費用
広告宣伝費	不特定多数の人に対する広報費用
備品購入費	高額(10万円以上)で耐用年数が1年以上の品の購入費用

別表2 交付金交付決定通知期限、請求期限、交付期限について

条件	交付金交付 決定通知期限	請求期限	交付金 交付期限
第6条の規定により交付対象事業として決定した事業、または第7条の規定により交付対象事業計画の変更を認めた事業に係る交付金（ただし、第6条の規定により7月25日までに交付対象事業として決定した事業に係る交付金のうち、第10条第3項の規定により、前年度以前に翌年度以降に交付することとした交付金を除く）	3月10日	3月15日	3月31日
第6条の規定により7月25日までに交付対象事業として決定した事業に係る交付金のうち、第10条第3項の規定により、前年度以前に翌年度以降に交付することとした交付金	7月31日	8月10日	8月31日

※「条件」を除き、上表記載の日が閉庁日に当たるときは直前の開庁日とする。